

# 琉球大学学術リポジトリ

## 清代学術と科挙－乾嘉期における学風の変化と受験生の対策

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2011-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水上, 雅晴, Mizukami, Masaharu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/22297">http://hdl.handle.net/20.500.12000/22297</a>

# 清代学術と科挙—乾嘉期における学風の変化と受験生の対策

水上 雅晴\*

Qing Study and Imperial Examination : The Trend of Scholarship during the Qian-Jia Period and the Strategies of Examinees

MIZUKAMI Masaharu\*

## 一、問題の所在

科挙は、隋代に導入されて以降、統治者からは官員登用および思想・言論統制の手段として、士大夫からは立身出世の階梯として、一貫して重視された。元代に二程や朱熹の理学が合否判定の主要な基準に定められると、その方式は明代でも維持され、清代に入っても程朱の学説＝宋学が人材登用の準則であることに変わりはなかった。ただし、清代中葉に至ると考証学＝漢学が学界に及ぼす影響が拡大したことで、乾隆年間に入ってから殿試の策問に経史方面の内容が加えられるなどの変化が認められるようになり、それにつれて科挙における宋学の地位が相対的に低下した。さりながら、かかる変化は大勢に影響するほどではなく、士大夫が人材選抜の標準と試験内容に関して認識を改める必要性はなかった。結局、彼らが学んで身につける必要があったのは、理学家の教説と八股文の作文技法であった。<sup>1</sup>

清代の科挙に関する一般的な見方は上の通りだと思われるが、管見によると、考証学の発展が科場に及ぼした影響はこれまで過小評価されてきた。そこで郷試と会試の第三場で課される策問に着目して考察を進めたところ、乾隆・嘉慶年間（1736-

1820）、いわゆる乾嘉期には考証学者がその博識を発揮しやすい策問に重点を置いて採点を行なう一群の考官が出現していたことが確認され、対句的表現を駆使し助詞の使い方などに細かい規則がある八股文を用いて答案が書かねばならない首場の経義題だけで全ての合否が決まったわけではないことが明らかになった。<sup>2</sup>

ただ、清代の考証学と科挙の関係という論題を扱った研究は、未だ十分に進められるには至っておらず、数少ない研究もおおむね考証学の流行が朝廷の政策・規定に与えた影響という観点にもとづくもの、というのが現状である。既に発表した二篇の拙稿は従来の研究の欠を補う意義を有するが、議論の対象になっていない論題は依然として多い。かような現況に鑑み、本稿では考証学の盛行が清代の科挙にもたらした変化について三つの観点から論じる。すなわち（一）策問重視の考官の態度が受験生に及ぼした影響、（二）首場における考証重視、（三）科場における術学趣味、である。

## 二、乾嘉期の策学—策問対策

科挙が始まる前の漢代において既に人材登用の手段として策問が用いられており、一番長く実施

\* 琉球大学教育学部

1 李帆『清代理学史』中巻、広東教育出版社、2007年、291頁。

2 これらの点に関しては、以下の拙稿二点を参照。前稿一「清代科挙における策問—乾嘉期における策問重視の実態—」、『北海道大学文学研究科紀要』第128号、2009年（<http://hdl.handle.net/2115/38825>）。；前稿二「清代科挙における策問（二）—考官の策問重視と漢学家官員の“再生産”—」、北海道中国哲学会『中国哲学』第37号、2009年。

されたこの一種の論文試験に対する対応策の歴史も古い。唐の白居易(772-846)が策問に対する答案、すなわち「対策」の文例集である『白氏策林』を編纂していたり、<sup>3</sup> 宋に入ると『増注唐策』が刊行されたり、李昉等編『文苑英華』には巻473から巻493までの21巻にわたって策問と対策の作品が大量に収録されているように、「策学」すなわち策問に備えるための学問は早い時期から興っている。前稿二篇で論じた通り、乾嘉期における郷会試の考官の中には確かに策問を重視して選考を行なう者が居たが、そのような考官の出現は当然、挙子すなわち受験生の態度に何らかの影響を与えるに相違ない。かかる前提に立って、本節では当時における策学の実態に考察を加えることにしよう。

#### (1) 汪中『策学諷聞』

汪中(1744-1794)は、「先生は、六経・子・史から詞章・金石の学に及ぶまで、全て目を通していた」<sup>4</sup> と称されるように博識であり、その評判が行き渡っていたことは、乾隆五十一年(1786)丙午科江南郷試において、主考官の朱珪(1731-1806)が首場の八股文ではなく、第二場の経文と第三場の対策を重点的に審査することで汪氏を識抜しようと試みていることから知られる。<sup>5</sup> 次に引くエピソードを見ると、挙子の間では汪氏がその能力を発揮できるのは第三場だと考えられていたことが了解される。

秋試(=郷試)の時、江寧で『策学諷聞』を刻した。以前、試験場で対策の答案を書いたところ、質問者が大勢やって来たので、一人

一人に対して詳しく説明をすることになった。試験会場を出た後、そのため「策学」数十篇を著した。書物に当たったり、きちんと草稿を作ることなどしなかったものであるが、当時、刊行された。<sup>6</sup>

汪中のもとに「質問者が大勢やって来た」こと、およびその対策の例文集数十篇を収録した『策学諷聞』が刊行されたことから、対策の重要性に対する認識が乾嘉期の挙子の間で相当高まっていたことが推察される。

#### (2) 銭泳「鉄券考」「金塗塔攷」

銭泳(1759-1844)は書家として知られ、乾隆五十三年(1788)には河南巡撫畢沅(1730-1797)の招聘を受けて畢氏が編輯した『中州金石記』の校訂をするなど、<sup>7</sup> 考証学上の材料として清代に重視されるようになった金石資料に関する知識は豊富であった。<sup>8</sup> 乾嘉期に実施された科挙の策問においては、次のようにその種の知識が求められる場合があった。

この年の浙江郷試の三場の策問では、鉄券と金塗塔にも質問が及んだが、試験場の中で答えられた者は少なかった。先生はそのため「鉄券考」二巻・「金塗塔攷」二巻を編輯し、北平の翁覃溪先生と南康の謝蘊山先生(啓昆)が序文を寄せた。<sup>9</sup>

乾隆五十九年(1794)庚寅恩科浙江郷試の策問の中で尋ねられた鉄券と金塗塔に関して、挙子の大半は知らなかった。そこで銭泳が「鉄券考」と「金塗塔攷」を編輯したことは、<sup>10</sup> それらの考証に一定の需要が見込まれたこと、換言すれば、清代

3 劉海峰『科挙学導論』、華中師範大学出版社、2005年、12頁。

4 王引之「汪容甫先生行状」に「先生於六經子史以及詞章金石之学、罔不綜覽」とある。『王文簡公文集』巻4、羅振玉輯印『高郵王氏遺書』、江蘇古籍出版社、2000年、216頁。

5 朱珪が汪中を「暗中摸索」しようと試みたことについては、前稿二の第2節(一)「朱兄弟の「暗中摸索」とその影響」を参照。

6 汪喜孫編『容甫先生年譜』乾隆三十三年条に「秋試、在江寧刻策学諷聞。嘗对策場屋、問事者麤至、悉疏示之。出場後、因撰策学数十篇。不檢書、不属藁、刊行於時」とある。陳祖武撰『乾嘉名儒年譜』第9冊、北京図書館出版社、2006年、80頁。

7 胡源・褚逢春編『梅溪先生年譜』、『乾嘉名儒年譜』第10冊、363頁。

8 梁啓超が「金石学之在清代又彪然成一科学也」と述べているように、金石学は清代において顕著な発展が見られた學術分野の一つであった。梁啓超『清代學術概論』第16章、朱維錚校注『梁啓超論清学史二種』、復旦大学出版社、1985年、47頁。

9 『梅溪先生年譜』乾隆五十九年条に「是年浙江郷試三場策問、問及鉄券及金塗塔、通場鮮有对者。先生為輯鉄券考二巻・金塗塔攷二巻、北平翁覃溪先生・南康謝蘊山先生(啓昆)序之」とある。『乾嘉名儒年譜』第10冊、372頁。

10 「鉄券考」と「金塗塔攷」は現存しないが、銭泳『履園叢話』巻2には鉄券と金塗塔の来歴を記した二篇の文章

考証学の一部門を形成する金石学に関連する問題が策問の中で出されることがあり、そのため鉄券と金塗塔についても対策の模範文である程文を挙子が必要としていたことを示している。銭氏が著した二篇に対して序文を書いている翁方綱（1733-1818。号は覃溪）と謝啓昆（1737-1802）は、金石学方面の専著として、前者は『兩漢金石記』22巻と『粵東金石略』9巻、後者は『粵西金石略』15巻をそれぞれ編纂しており、当時の官職は翁氏が内閣学士（従二品）、謝氏が浙江按察使（正三品）と高い地位を占めていた。彼らの序文が附された作品が広い範囲の読者層を意識して著されたものであることは疑いを入れない。

補足的な説明を加えると、鉄券は、唐の昭帝が黄巢の乱平定に功績のあった銭鏐（852-932）を乾寧四年（897）に呉越王に封じた時に与えた鉄製の割り符であり、金塗塔は、古代インドのアショーク王がインド全土に八万四千基の仏舎利塔を建立した、という故事に倣って呉越国最後の国王である銭弘俶が造立した八万四千基の仏舎利小塔である。鉄券は、銭泳が乾隆五十六年（1791）八月、紹興知府李亨特の招聘を受け、幕友として『紹興府志』編纂に従事した時に実見しており、表面に三百四十二字が「金書」されている。<sup>11</sup> 金塗塔は、その『紹興府志』金石志に「吳越銭忠懿王金塗塔（周顕徳二年）」と題して著録されている。<sup>12</sup> 銭泳は同じ年の二月、幕府に入る前に蕪湖で金塗塔の拓本を取って考訂を加えているから、<sup>13</sup> 『紹興府志』金石志所載の金塗塔の解題は恐らくその手に成るものであろう。

### （3）陳鱣『対策』

陳鱣（1753-1817）は「若くしてその父から許

氏（許慎）の『説文』の学を受け継ぎ、併せて北海の鄭氏（鄭玄）を尊んだ<sup>14</sup> と称されているように、やはり考証学者の一人である。汪中や銭泳の場合と異なり、陳氏の策問の模範答案集たる『対策』は現存する。その成書の事情は、自ら語るところによると、嘉慶六年（1801）夏、京師の横街に逗留していたところ、策問を出題して解答するように求める者が居たので、毎日、一篇ずつ自分に課して答案を書いた。行篋に入っている書物は甚だ少なく、加えて長雨のため、市場に出て書肆の本を参照したり、人に本を借りることもできないので、<sup>15</sup> 試験会場の中で実際に対策の文章を練るのと変わりなかった、ということである。<sup>16</sup>

陳鱣『対策』には、某人の出した策問と陳氏の手書いた対策が全部で30篇収録されている。目次を見ると陳氏が解答するように求められた策問の傾向を把握できると思われるので、それを掲げると以下の通りである。

- 巻1：歳時、逸詩、氏族、拝礼、辟塵
- 巻2：公羊、穀梁、孝経、四書、孟子
- 巻3：爾雅、小学、石経、補籍、春秋
- 巻4：史例、史志、諸史、諸子、文選
- 巻5：語詞、試策、科挙、職官、律令
- 巻6：巡守、田獵、権量、農田、幣帛

断言はできないが、嘉慶三年（1798）に挙人となった陳氏が京師に居たのは、嘉慶六年辛酉恩科会試に不合格となったが、翌嘉慶七年も常科の壬戌科会試が実施されるため、浙江省に戻らずに次の会試の受験準備を進めていたものと推測される。陳氏に策問を課した者も次の会試を受験する豫定の者だったとすると、経史に関する論題で占められている上の目次は、当時における会試策問の出題傾向に対応していると考えられる。ベンジャミン・

「鉄券」「金塗塔」が収録されている。

11 銭泳『履園叢話』巻2「鉄券」、中華書局、1997年版、53頁。

12 李亨特総裁・平恕等修『紹興府志』巻76「金石志二」、『中国方志叢書、華中地方』第221号、成文出版社、1975年、1869頁。

13 『梅溪先生年譜』乾隆五十六年条に「(二月)十九日、至蕪湖、寓岸亭明府長春園、觀所藏金塗塔、搨其文以歸、加之考訂、輯成一冊」とある。『乾嘉名儒年譜』第10冊、366頁。

14 銭泰吉「陳鱣伝」に「少承其父許氏説文之学、而兼宗北海鄭氏」とある。閔爾昌編『碑伝集補』巻48、上海書店、1988年、3692頁。

15 書店で調べ物をするのは珍しいことではなく、たとえば四庫編纂官は琉璃廠の書店を図書館代わりにしていた。陳康祺「京師書肆」に「乾隆癸巳開四庫館、……分員校勘。每日清晨諸臣入院、……午後歸寓、各以所校閱某書応攷某典、詳列書目、至琉璃廠書肆訪查之」とある。陳康祺『郎潜紀聞初筆』巻3、中華書局、1997年版、50頁。

16 陳鱣『対策』、『叢書集成新編』第9冊、新文豊出版公司、1985年、4頁。

エルマンは『南国賢書』と『本朝浙閩三場全題備考』を調査して明清両朝における策問の試題の統計を取っており、その分析によると、経学方面の試題が第三場で課される可能性は、明代では僅かに19.4%であったのに清代には63.7%にまで高まっており、史学方面の試題に関しては明代の11.8%から清代の33.4%にまで増加している。<sup>17</sup> 策問における経史関連の出題比率が上昇していることは、実証的な学問が重んじられた清代の学風が明らかに影響している。

陳鱣が書いた対策の文章はほとんどが千字を超えており、二千字近くあるものも珍しくないで、その内容を詳細に紹介することはできないが、答案中の書物の引用状況から一般的な傾向を把握することができると思われるので、全30篇の冒頭に置かれている「歳時」に簡単な調査を加えることにしよう。この策問の試題は、「人有恒言、皆曰歲月日時、顧古今通用、可考而知也。歳陽・歳名・月名、見爾雅、十日・十有二辰・十有二月・十有二歳、見周礼注。然則古之甲子、專以紀日、何時而以紀歳紀月。古又以歳星紀歳、以事紀歳、見於何編」以下258字からなり、歳時に関する設問を並べて考証を展開するように求めている。<sup>18</sup> それに対して陳氏が書いた対策は1160字からなり、文章の中で引用・言及されている書物の典拠について、書名・篇名の重複を厭わず行文の順に掲げると以下の通り。

『尚書』洪範、『周書』「蘇綽伝」、『爾雅』「釈天」経文および邢疏、『周礼』秋官「摯族氏」経文および鄭注、『呂氏春秋』季冬紀「序意」、賈誼「服賦」(『文選』卷13)、『漢書』「王莽伝中」、「韓勅脩孔廟後碑」(『隸釈』卷1?)、「華山亭碑」(『隸釈』卷2?)、『左伝』哀公十七年・昭公九年・昭公十一年・襄公三十年・襄公九年・襄公三十年・昭公七年・昭公七年、『儀礼』「士喪礼」、「礼記」「祭義」、『釈名』卷1「釈天」、『周礼』天官「職内」注、『尚書』

「堯典」、『左伝』桓公六年および杜注、『淮南子』「天文訓」、『北齊書』(?),『周礼』秋官「司瘠氏」鄭注、衛宏『漢旧儀』、『漢書』「西域伝上」注、『説文解字』「漏」、『周礼』夏官「挈壺氏」鄭注、『礼記』「楽記」鄭注、『尚書』「堯典」疏所引馬融伝・鄭玄注、『礼記』「月令」疏所引蔡邕章句、易祓『周礼総義』(『永楽大典』所引?)、『唐会要』「漏刻」、『六韜』、『淮南子』「天文訓」、『史記』「日者伝」、『左伝』僖公五年、『夏小正』、『礼記』「月令」、『逸周書』「時訓解」、『管子』「四時」、『呂氏春秋』「十二紀」、『易緯通卦驗』、『隋書』「経籍志三」、『礼記』「月令」鄭注、『淮南子』「天文訓」・「時則」、『漢書』「律曆志下」、上の一覧に関しては下線部に誤りがあり、賈誼「服賦」は「鵬鳥賦」、『唐会要』は『五代会要』に作るべきであるが、大半の引用は文章も含めて正確であり、ほとんど記憶に頼って答案を作成したという事実に驚かされる。乾嘉期の策問においては、経史子集全般に渉る幅広い知識、儒家の經典に限定して言えば、注のみならず疏までも自在に提示できるだけの博識が求められることが稀ではなく、挙子はその対応策を講じていたことを、陳鱣『対策』は示している。

#### (4) 王謨『十三経策案』

順治十七年(1660)に「第二・三場は元來、士子が経世済民の才を備えているか否かを見るためのものである。およそ民間で出されている“時務”“表”“策”の名目を持つ書籍は一律に厳禁する」という政令が出されていることは、<sup>19</sup> 清代に入って策学関連の書物が早い時期から出版されていたことを示す。ここで退けられているのは、宋の孫何が「策問の題目は、礼楽や刑政、軍隊や兵車、季節ごとの災異や瑞祥、吏治の得失に過ぎず、あらかじめ準備もできるし、際限なく書き連ねることもできる」<sup>20</sup> と批判している類の、時事問題に答

17 Benjamin A. Elman, *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China*, University of California Press, 2000, pp.447-448; pp.719-720.

18 陳鱣『対策』、4-5頁。

19 原文：(順治)十七年議准、二三場原以覘士子經濟。凡坊間有時務・表・策名色、概行嚴禁。『清会典事例』第4冊、卷332、礼部43、貢舉(試藝体裁)、中華書局、1991年、930頁。

20 原文：蓋策問之目、不過礼楽刑政、兵戎賦輿、歳時災祥、吏治得失、可以備擬、可以蔓衍。沈作喆『寓簡』卷5、第4条、『叢書集成新編』第11冊、681頁。宋代における策問批判については、祝尚書『宋代科挙与文学考論』、大

える時務策を主要な対象とした策学書に相違ない。ところが乾嘉期に至ると、それまで作られたことがないタイプの策学書が現れた。王謨（1731-1817）『十三經策案』全22巻がそれである。同書の特色は、凡例に次のように説かれているのに現れている。

漢の人が経義によって策問を課して合否を定めてから、歴代それを踏襲しているの、経義はもとより策学において最も肝要なものである。しかしながら、専らそれを集めて書物に仕立てたものは見たことがない。<sup>21</sup>

王謨が指摘する通り、第三場の経史時務策の中、専ら経策に備えるための策学書は、本書を嚆矢とする。自序は乾隆四十二年（1777）に書かれており、王氏はその翌年に進士となっている。『十三經策案』編纂の趣旨については、続けて次のように説かれている。

我が国では科目を設けて人材を登用し、第三場では策問五道の試験をするが、それは本来、時務と経義のいずれも問うことで士子が実学を備えているかを見るためである。……士は経に通じていなければ役に立たない。もし経術に造詣が深ければ、それは古今の政治のやり方や要領に透徹しているのであり、時務に通じていないことは無い。<sup>22</sup>

経学に通暁することでおのずと政治の実務を正しく遂行する識見が得られる、という王謨の言葉は、黄宗羲（1610-1695）や顧炎武（1613-1682）など清初の経世思想家が形づくった経学重視の流れに沿って現れ出て来たものと見ることができる。<sup>23</sup>しかし、その発言を思想史の中に位置づけることは意味をなさない。『十三經策案』の内容を見ると、王氏の言葉は、類書のないこの策学書を編纂したことを正当化するための方便として発せられたに過ぎないと考えられるからである。実際、巻

1を例にとると、冒頭から順に「上古未有経名」「四術」「六経」「五経」といったテーマに関わる説明的記述を、程大昌『考古編』、馬端臨『文献通考』、徐堅『初学記』、王应麟『困学紀聞』などから摘録するだけで議論や考察を加えているわけではない。かかる知識を蓄えたところで、「経術に造詣が深」くなり、「古今の政治のやり方や要領に透徹しており、時務に通じ」た状態に至るとは到底思われず、本書が科挙合格だけを目的とした挙業書以外の何物でもないことは明白である。

王謨が『十三經策案』を作成したのは、直接には知人の依頼を受けたからであるが、その前に乾隆三十四年（1769）己丑科会試を受けた時、策題で経書に関する疑義が数十条にわたって問われた、という経験をしていることも影響している。<sup>24</sup>この事実は、清代には郷会試第三場の策問で経学に関わることが問われる頻度が高まった、という先のエルマン氏の指摘を例証する。

本節において論じた以上の事例から看取されるのは、乾嘉期の挙子は、従来から行なわれてきた郷会試首場の八股文への対策のみならず、第三場の策問への対策も重視していた、ということである。前稿で論じた通り、当時は策問を重視して選考を実施する考官が散見するようになっており、考官の変化に応じて挙子が学習方法を変え始めたわけである。乾嘉期の策学の特徴としては、金石学を含む経史方面の試題への対応策が重視されるようになったことが挙げられ、それが考証学風靡の状況と関係することは言うまでもない。

### 三、経義題と乾嘉期の学風—乾隆五十一年江南郷試を例に

乾嘉期における考証学盛行の状況が科挙試験に

象出版社、2006年、190-193頁を参照。

21 原文：自漢人以經義發策決科、歴代因之、則經義固策学第一要領。而未見有專輯成書者。王謨編『十三經策案』第1冊「凡例」、第1葉右、楽善堂、1885年。『十三經策案』全4冊は、国立国会図書館所蔵本（請求番号：YDM8426）の全文の白黒画像がWEB上に「近代デジタルライブラリー」の一部として公開されており、それを利用した。

22 原文：我国家設科取士、三場試策五道、原兼問時務經義以規士子実学。……士不通經不足致用。如果經術湛深、即於古今政術治体一以貫之、未有不通於時務者。『十三經策案』第1冊、「自序」第1葉左-第2葉右。

23 たとえば顧炎武は「人苟徧読五經、略通史鑑、天下之事、自可洞然」と述べている。『亭林文集』巻6「與楊雪臣」、『四部叢刊』（縮印本）第339冊、台湾商務印書館、1975年版、139頁。

24 『十三經策案』第1冊「自序」、第1葉左-第2葉右。

及ぼした影響が郷会試の第三場に顕著に発現していたことは既に見た通りであるが、果たしてその影響は他の場に及んでいなかったのであろうか。順治二年(1645)に発布された「科場条例」には、首場経義題の四書文と五経文の試験については朱熹『四書集注』などの新注を主とすることが明記されており、<sup>25</sup> 首場の答案については明代と同様、八股文を用いて答案を書くことが求められた。<sup>26</sup> 八股文が必要とするのは文献考証とは異質の文章技巧であるため、考証学者にとって首場は鬼門であり、本領を発揮できる場とは言い難かった。<sup>27</sup> しかし、乾嘉期の史料を調べて見ると、実証重視の学風は首場のあり方にも変容を迫ったようである。乾隆五十一年(1786)丙午科江南郷試を例にこの点について論じてみよう。

この科の主考官は朱珪であり、首場で出題されたのは、「過位色勃」二節(『論語』郷党)、「威儀三千」二句(『中庸』)、「請野九一」二節(『孟子』滕文公上)の三道であった。<sup>28</sup> ここで問題にしたいのは第一道であり、具体的には『論語』郷党篇の「過位、色勃如也、足躩如也、其言似不足者。扱弁升堂、鞠躬如也、屏氣、似不息者」という二つの節を出題対象としている。この二節は、郷党篇の「入公門」から「復其位、蹶踏如也」に至る段落に含まれており、朱熹によると「此の一節は、孔子、朝に在るの容を記すなり」。<sup>29</sup> 乾隆帝が編纂させた八股文の模範文例集たる『欽定四書文』を見ると、「過位色勃」二節に関連する文章としては、明の唐順之(1507-1560)が「入公門一章」の試題に対して書いたものが『正嘉四書文』巻2に収録されているから、<sup>30</sup> 挙子の多くはそれを念頭に置いて答案を作成したに違いない。

この科では考証学者の孫星衍(1753-1818)と阮元(1764-1849)が合格しており、両氏の合格が朱珪による策問重視の選抜が功を奏した結果だと考えられることは既に前稿二において論じたが、実は首場の答案もその判定に影響を及ぼしているようである。朱氏の年譜を見ると、孫氏が合格に至る経緯について次のように記されている。

孫君は小学に通じており、五伯(=朱筠)はその名を聞いており、常に府君(=朱珪)にそのことを告げていた。その首場の三藝はいずれも古注を基本としており、朱珪は落巻を探してその答案を見つけ出して、「これは必ずや孫某のものであらう」と言った。<sup>31</sup>

新注を用いて答案を書くべき首場の四書文に対して、古注に則って解答した孫星衍の答案が第一次の査読を担当する房考官(同考官や分校などとも称す)から不合格と定められ落巻の中に入ってしまったのは不思議なことでない。朱珪が原則を遵守して新注にもとづく答案のみを取り上げていたら、孫氏が合格することはあり得なかった。原則を大きく逸脱することはなかったであろうが、朱氏は孫氏の答案が首場の落巻の中にあることを豫想し、古注にもとづいて作成された答案を落巻の中に探して孫氏の答案を拾い出したのである。地方官が政務を執る幕府内に学業専従スタッフとしての幕友を多く抱え、科挙にまだ合格していない考証学者の情報に通じていた兄の朱筠(1729-1781)から、漢学的傾向が強い孫氏の学風を聞かされていたことが、如上の手段を採った根拠の一つであったかも知れない。<sup>32</sup>

ここで一考するに、孫星衍も当然、合格を目指して郷試を受験しているのだから、首場で新注の

25 『清史稿』巻108「選挙志3」に「首場四書三題、五経各四題、士子各占一經。四書主朱子集注、易主程伝・朱子本義、書主蔡伝、詩主朱子集伝、春秋主胡安国伝、礼記主陳澧集説」とある。『清史稿』第12冊、中華書局、1986年版、3148頁。

26 『清史稿』巻108「選挙志3」に「有清科目取士、承明制用八股文」とある。『清史稿』第12冊、3147頁。

27 この点については、前稿二、第3節「対策重視の背景」を参照。

28 法式善編『清秘述聞』巻8、『清秘述聞三種』、中華書局、1982年、272頁。

29 朱熹『論語集注』郷党篇、『四書章句集注』、上海古籍出版社・安徽教育出版社、2001年、138頁。

30 『景印文淵閣四庫全書』第1451冊、台湾商務印書館、1983年、107頁。唐宋派に属する唐順之が八股文作家として正徳・嘉靖年間の文壇の中で高い地位を占めていたことについては、廖可斌『復古派与明代文学思潮』第9章第2節「唐宋派与八股文」(文津出版社、1994年)を参照。

31 原文：孫君通小学、五伯聞其名、常与府君言之。其首場三藝、皆宗古注、搜落卷得之曰、「此必孫某也」。朱錫経編『南厓府君(朱珪)年譜』乾隆五十一年条、『乾嘉名儒年譜』第6冊、521-522頁。

32 張紹南編『孫淵如先生年譜』乾隆四十六年(1781)条に「朱学士筠、素知君名」とあるように、朱筠は早くから孫星衍のことを知っていた。『乾嘉名儒年譜』第10冊、39頁。朱筠がまだ科名を得ていない多くの漢学士人を庇護

解釈に従わないことが規定から外れるのを重々承知していたに相違ない。にもかかわらず三問とも古注にもとづく答案を作成したのは、それでも合格する可能性があるかと判断したからであろう。孫氏の所作が主考官を朱珪が務めることを踏まえた行動であったとするならば、首場の四書文で古注に従うことは、挙子が取った受験対策だったことになる。果たしてこの推測が成り立つか、同じ科の郷試を受けて合格した阮元に関する記録に考察を加えてみよう。

この時、試験の責任者は礼部侍郎の朱文正公（珪）であり、副考官は大庾出身で翰林院編修の戴公（心亨）、房考官は蕪湖同知で烏程出身の孫公（梅）であった。この科で朱文正公が出題したのは「過位」の二節であり、江慎修『郷党図考』の説を用い、非常によい人材を得たという評判であった。<sup>33</sup>

ここに引いた阮元の年譜の記述を見ると、朱珪は首場第一道の「過位色勃」二節に関して、江永（1681-1762。字は慎修）『郷党図考』を用いて答案を作成するように求めている。それが事実であったことは、錢大昕（1728-1804）が「丙午科江南郷試では、郷党篇から出題され、先生（＝江永）の説を主とする士子はいずれも合格した」<sup>34</sup>と述べていることによって裏打ちされる。『四庫提要』が「この書は経伝中の制度・名物で郷党に関係するものを取りあげたもので、……考核はこの上なく精密である」<sup>35</sup>と評している通り、『郷党図考』は宋学系の新注書に依拠して聖人の義理を解き明かす書物でなく、考証を主としていて、書中には三礼の「古注」である鄭玄の注釈がしばしば引かれている。主考官の朱珪がこの書に依拠して答案

を作成するように求めていることを挙子が察知できたことは、次に引く焦循（1763-1820）の発言によって知られる。

乾隆丙午の年、弟は母親の喪に服しておりましたが、この年は朱石君先生が江南郷試の主考官を務められました。試験の問題を聞くや、すぐに「過位升堂考」一篇を作成しました。その後、魁墨が発表されますと、結局、<sup>わたし</sup>弟が述べた通りであり、当時の人々は<sup>わたし</sup>弟のことを非常に惜しんでくれました。<sup>36</sup>

喪に服していたため受験できなかった焦循ではあるが、試験を聞いて書いた答案は、周囲から見ても上位合格者（魁墨）の答案に遜色なかった。ということは、焦氏は主考官が朱珪（字は石君）であることを踏まえてその意向に沿う答案、すなわち『郷党図考』の解釈に添う答案を作成したのである。

ここまで見来ると、孫星衍が首場の三道に対していずれも古注にもとづく答案を提出したことは、全く成算のない暴挙ではなかったと言える。朱珪の年譜によると、この科で合格した挙人は114人、その後20年の中に進士となった者が半分近くに達し、経術に通じた者は阮元・汪廷珍・孫星衍・張惠言・韓廷秀・李廣芸・馬宗璉・石渠閣・莊雋甲など20人弱が挙げられる。<sup>37</sup> 朱氏は既に論じた第三場の策問だけでなく、首場の四書文も併せて活用し、とりわけ考官も挙子も一番重視する首場第一道の中で宮室制度の考証を行なわせて、これらの「古学の士」を見出だしたのである。なお、王茂蔭（1789-1865）が咸豊元年（1851）に「近頃の考官は、専ら頭場の首藝を重んじております」と指摘しているが、郷会試の首場の中、第

していたことについては、尚小明『学人游幕与清代學術』第2章第2節「乾嘉時期重要学人幕府」（二）「朱筠幕府」（社会科学出版社、1999年）を参照。

33 原文：時典試者為大興礼部侍郎朱文正公（珪）、副考官為大庾編修戴公（心亨）、房考官為蕪湖同知烏程孫公（梅）。是科朱文正公命題為「過位」二節、用江慎修郷党図考説、得人為極盛。張鑑等撰『雷塘庵主弟子記』卷1、乾隆五十一年条、黄愛平点校『阮元年譜』、中華書局、1995年、7頁。

34 原文：丙午江南郷試以郷党篇命題、士子主先生説者、皆得中式。錢大昕『潜研堂文集』卷39「江先生永伝」、陳文和主編『嘉定錢大昕全集』第9冊、江蘇古籍出版社、1997年、671頁。

35 原文：是書取経伝中制度名物有涉於郷党者、……考核最為精密。永瑤等撰『四庫全書総目提要』第1冊、卷36、経部36、四書類2、台湾商務印書館、1985年版、753頁。

36 原文：乾隆丙午、弟丁外艱、而是年朱石君先生主江南試。一聞問題、弟即作過位升堂考一篇。已而魁墨出、竟如弟所言、時人頗為弟惜。焦循『雕菴集』卷14「答鄭耀庭書」、鼎文書局、1977年、227-228頁。

37 朱錫絳編『南厓府君（朱珪）年譜』乾隆五十一年条に「六月奉命主江南郷試、副者編修大庾戴公心亨。得士張肇等百十四人、二十年來、成進士者幾半。経術通者、阮中丞元・汪太僕廷珍・孫觀察星衍・張編修惠言・韓大令廷秀・李太守廣芸・馬進士宗璉・石大令渠閣・莊広文雋甲、幾二十人」とある。『乾嘉名儒年譜』第6冊、520-522頁。

一道の試験が最重視されるのは清代後期特有の事態ではなく、これも明清期を通じて普通に見られる現象であった。<sup>38</sup>

本節で取り上げたものに限らず、乾隆後期には、経義題における宋学遵守の規定が揺らぎを見せていたことを示す事例が散見する。それを代表するのが、宋の胡安国による注釈書『春秋伝』が五経文の『春秋』の試験における基準書としての地位を乾隆五十七年（1792）に失ったことであり、<sup>39</sup>翌五十八年に貴州学政の洪亮吉（1746-1809）によってなされた提言は、その延長線上にあると考えられる。<sup>40</sup> 洪氏は五経文の『礼記』に関して、功令に規定されている宋の陳澧『礼記集説』に替えて、古注たる後漢の鄭玄『礼記注』を用いることを求めたのである。<sup>41</sup> その提言は礼部での審議の結果、退けられたが、翌々年の乾隆六十年（1795）、乙卯恩科江南郷試の科場で焦循が遭遇した挙子の態度は、功令の拘束力が弱まり、古注重視の流れが相当の拡がりを見せていたことを証する。この科において焦氏と同じ号舎で受験した挙子の一人は、鄭玄に左祖し朱熹に反対する者であり、首場で『中庸』の「旅酬下為上、所以逮賤也」が出題されると、「賓の弟子・兄弟の子、各おの禪を其の長に挙ぐ」という朱熹『集注』の解釈が古義から外れていると斥けた。それに対して焦循が、実は『礼記』中庸篇の鄭玄注が同様の解釈を示しており、朱熹はそれにもとづいたまですと指摘すると、その挙子は黙りこくってしまったのである。<sup>42</sup> 郷試の首場で朱熹の解釈を公然と批判する一知半解の漢学派の挙子の出現は、乾嘉期の科場における宋学の権威の動揺を如実に示している。

#### 四、科挙試験における術学趣味とその有効性

皮錫瑞によると、清代経学者の代表的な功績は「輯佚」「校勘」「小学」の三部門に集約される。<sup>43</sup> この中、「小学」とは言語学のことであり、考証学者は古典籍を活用して文字・音韻・訓詁の学の方面において顕著なる成果を上げた。経史の考証に堪能な士を見出だそうとする考官が増えてくると、挙子の側で自身の学識を発揮した答案を作成して特色を打ち出そうとするようになるのは自然な成り行きである。上の三部門の中、科挙試験に導入しやすいのは「小学」であり、乾嘉期の科場ではその方面の知識が答案の中に盛り込まれるようになる。たとえば、答案の中で古文・奇字を用いることで博学をアピールしようとする挙子が居たこと、またそれを手がかりに目当ての人士を探し当てようとする考官が居たことは、次に引く話からうかがえる。

三月に礼部が実施する会試を受験した。……これより前、朱文正公（＝朱珪）は顔を合わせたことはないが、早くから先生（＝洪亮吉）の名を知っていた。試験会場に入ってから、「暗中摸索」して先生を首席で合格させようとした。李廣芸の試巻を得たところ、策問を論駁したものが数条あり、それを先生の答案だと考え第一にしようとした。さらに朱文翰の試巻を得ると、古文・奇字を用いており、また先生の答案だと考え、李君の試巻を第六に置いて、朱君を多くの士人の最上位に置いた。<sup>44</sup>

これは、洪亮吉が乾隆五十五年（1790）庚戌科会

38 王茂蔭「振興人才以濟實用摺」に「近時考官、專取頭場首藝」とある。『王侍郎奏議』巻1、『統修四庫全書』第500冊、上海古籍出版社、1997年、424頁。ここに挙げた事例を含め、明清期の郷会試において首場、中でも第一道が重視されたことについては、侯美珍「明清科挙取士『重首場』現象的探討」、『台大中文學報』第23期、2005年を参照。

39 原文：（乾隆）五十七年奏准、嗣後春秋題俱以左伝本事為文、參用公羊・穀梁之説、不得用胡安国伝。『清會典事例』第4冊、巻333、礼部43、貢舉（試藝体裁）、中華書局、1991年、935頁。

40 前稿二において論じた通り、洪亮吉は朱珪が乾隆五十五年（1790）庚戌科会試において「暗中摸索」を試みた士人の一人である。143-144頁を参照。

41 原文：是年具摺奏請、以礼記鄭康成注易陳灝。奉旨交部議奏、為部臣所格、不行。呂培等編『洪北江先生年譜』乾隆五十八年条、『乾嘉名儒年譜』第9冊、241頁。洪亮吉の提言に関して礼部でなされた議論の詳細は、『欽定科場条例』巻15「郷会試藝」附載駁案、『統修四庫全書』第830冊、26-27頁を参照。

42 閔爾昌編『焦里堂年譜』乾隆六十年条、『乾嘉名儒年譜』第11冊、24-25頁。

43 皮錫瑞『經學歴史』第10章「經學復盛時代」、中華書局、1989年、330-331頁。

44 原文：三月應礼部会試。……先是朱文正公雖未識面、然知先生名已久。入闈後、欲暗中摸索得先生作第一人。及

試を受験した時の記録であり、洪氏を「暗中摸索」しようとした朱珪は、古文・奇字が使われている答案が洪氏のものだと考え、会元、すなわち会試主席合格者に据えたが、ふたを開けてみるとそれは朱文翰の答案であった。朱氏の企ては成功しなかったが、乾隆後期に同様の選抜が広く行なわれていたことは、同じ年に「科場の四書の制義で、五経以外から僻字を徴引する者が居たら、それが古書にもとづくものであっても、一律に取り上げない」ことを求める提案が裁可されていることから知られる。<sup>45</sup>

ところが禁令にもかかわらず、古文・奇字を用いる挙子が跡を絶たなかったことは、次に紹介する話から理解される。

嘉慶戊辰（1808）恩科江南郷試解元の顧元照（長洲の人）は、己巳の会試で、総裁の錢塘の費淳相国によって第一位に置かれたが、第二位の孔伝綸の第二・三場の答案が淵博であり、奇字をたくさん使っているということで、侍郎の英和公が順序を入れ替えた。<sup>46</sup>

嘉慶己巳（1809）恩科会試を受けた孔伝綸は、当初、第二位の榜眼と判定されていたが、答案の中で「奇字」を使っていたことが評価され、結局、会元で合格したのである。

自身の学識の博さをアピールするために、挙子が僻書を用いた答案を提出することも珍しいことではなかった。それは、「乾嘉の頃、漢学が大いに行なわれ、緯書や『汲冢書』・『穆天子伝』等

の書物を文章に組み込むことができる者は、上位合格を果たすことができた<sup>47</sup>と説かれる通りである。僻書に限らず、考官に博学さを認めてもらうために、その必要もないのに古書からあまり使われない言い回しを抜き出してくることも行なわれたようで、嘉慶七年（1802）から九年にかけて安徽学政を務めた汪廷珍は、かかる弊風に染まらぬよう省内の人士に向けて警告している。<sup>48</sup>しかし、その後も同様の行為が引きも切らなかつたことは、吏科給事中の辛從益（1759-1828）が嘉慶十九年（1814）に「近頃、士子は詭計によって考官に見出だされようとして、僻書の字句を摘み取ってきては新奇さを誇り、試題が求める義理に注意を払いません」と上奏していることからうかがわれる。<sup>49</sup>

古文・奇字や僻書を利用した答案は術学趣味にもとづくものと言え、この種の答案を提出することは、乾嘉期において挙子が用いた受験テクニクの一つであった。嘉慶六年（1801）の上諭を見ると、各省の郷試の答案に易の卦画を書き込んだり篆書を用いているものまで見受けられること、およびその種の行為に対する処分の規定がないことが示されているから、術学趣味にもとづく答案は乾隆後期以降に頻出するようになったと推測される。嘉慶帝は同じ上諭の中で、このような答案は「受験者が書く文体から最も外れている」<sup>50</sup>と非難しているが、以後も同様の答案が提出され続けたことは、上の辛從益の上奏が嘉慶十九年にな

得李君賡芸卷、有駁策問數条、以為先生、擬第一。復得朱君文翰卷、用古文奇字、又以為先生。遂置李君卷第六、而以朱君冠多士。『洪北江先生年譜』乾隆五十五年庚戌条、235-236頁。ちなみに、この時、洪亮吉は第26位で合格している。

45 原文：（乾隆）五十五年奏准、科場四書制義、有於五経外徴引僻字者、雖出古書、概不取録。『清会典事例』第4冊、卷333、礼部43、貢挙（試藝体裁）、935頁。なお、「制義」は經義題の試験およびその文章の別称。

46 原文：嘉慶戊辰恩科江南郷試解元顧元照（長洲人）、己巳会試、総裁錢塘相国費公淳取列第一、侍郎英和公以第二孔伝綸二三場奥博多奇字、遂易置焉。陸以湑『冷廬雜識』卷1「解元連捷」、中華書局、1997年版、10頁。

47 原文：乾嘉之際、漢学大行、能以緯書及汲冢書・穆天子伝等書入文、輒獲上選。徐珂編『清稗類鈔』第2冊、考試類「歲考文杜撰古典」、中華書局、1984年版、617頁。乾隆十三年（1748）の論旨に「摭拾子書中怪僻語、以修新奇」と指摘されているように、挙子が術学趣味に趨る傾向は、乾隆年間初頭に現れ始めている。李潤強『清代進士群体与學術文化』、中国社会科学出版社、2007年、258-260頁を参照。

48 原文：近来無学之徒、往往将書中語句摘録記誦、不論何題、隨便嵌入、以冀閱者驚為奥博、最為惡習。……凡若此者、概不取録。汪廷珍『实事求是齋遺稿』卷2「安徽試牘立誠編文序附条約十八則并示」、王戎笙編『中国考試史文献集成』第6卷（清）、高等教育出版社、2003年、307頁。

49 原文：嘉慶十九年、吏科給事中辛從益奏、近来士子希図詭遇、往往摭摭僻書字句、以炫新奇、不顧題義。『欽定科場条例』卷15「郷会試藝」、25頁。

50 原文：又諭、達椿等奏覆勘嘉慶五年四川・広東・広西・雲南・貴州等中式試卷一摺、已交該部照例辦理矣。至附片奏各省試卷内有填用卦画及書写古篆者、縁磨勘条例、向無議処明文。……若似此書写卦画及書写古篆字樣、尤非应試文体。『清会典事例』第4冊、卷359、礼部70、貢挙（磨勘处分二）、1245頁。

されていることに加えて、その上奏に対して嘉慶帝が次のように賛意を示していることから明らかである。

制藝は聖賢に代わって言葉を立てるもので、清真雅正を基本とすることが必須である。六経はどれも道を載せている文であって、その中には決して奇文僻字はなく、天地の間の万民万物の理を全て餘す所なく包括している。近頃の士子は、正しい学問に潜心することを知らず、奇怪なる言葉を探し出してきては、それらを摘み取って並べ連ね、難解な言葉でその浅陋さを取り繕っており、長年続いている悪習は正しい文体に殊に背いている。<sup>51</sup>

このように、少なからぬ挙子が制藝、すなわち経義題の四書文と五経文の中で奇字・僻典を用いたわけだが、折角の工夫も考官がそれを理解するだけの学識を備えていないと空振りに終わることがあった。まず、古文・奇字の使用が功を奏さなかった事例を紹介すると以下の通り。

胡（天游）は、……京兆試を受験すると、とある翰林院の官員が分校となって試験会場に入った。自ら誇って言うには、「必ずや胡某を合格させ、合格者一同の星にしてやろう」。胡の試卷はその房に振り分けられたが、その官員は句読することができず、段落や八股を区切る符号もみな誤っていた。それは辛酉の年（乾隆六年）のことであった。甲子の年（乾隆九年）になると、長安の朱某は翰林院庶吉士として順天郷試の分校を担当した。<sup>52</sup> その父は胡と普段仲が良く、「試験場に入ったら、胡君の試卷を合格させることができなければ、私の目をえぐり出すが良い」と大言壮語したが、胡の試卷を手にした時、古文・奇

字を使っていたので読むことができず、かえって朱筆で塗りつぶしてしまった。<sup>53</sup>

胡天游（1696-1758）を合格させることを望み、それを実現することを宣言した二人の考官が居て、乾隆六年（1741）と乾隆九年（1744）の郷試においてそれぞれ胡氏の答案を手にしたまでは良かったのだが、いずれも学力が低くて古文・奇字が使われていた答案を読めなかったのである。

僻書の利用は、考官が典故を突き止めることができなかつた場合、逆にそれゆえに斥けられる危険性をはらんでいたことは、以下に紹介する事例から看取される。

挙業を言う者は、功令を厳密に守る必要があり、それ以外の説を取り出して特色を出し他の挙子に勝とうとはしない。たとい注疏家の言でも、それに従うことで斥けられる者が居る。嘉慶戊寅恩科浙江郷試の第三題は「民事不可緩也」から「亟其乘屋」までであり、帰安の名高い宿学である楊知新、字は拙園は、「夜作絞索以待明年蚕用」を基本に説を立て、房官は主考官に向かって推薦した。主司は「この説はもし本づく所があれば当然、入選であり、そうでなければ、恐らく磨勘官の検閲に引っかかるであろうが、私は甘んじてその咎を受ける気はない」。房官はそこで『孟子』に対する諸家の註釈を遍く探したが、どれにもその説が見あたらず、楊は結局、斥けられてしまった。実は『毛詩』の孔疏にもとづいており、僻書ではなかつた。<sup>54</sup>

嘉慶戊寅二十三年（1818）恩科浙江郷試の首場の第三題は『孟子』滕文公上「孟子曰、民事不可緩也。詩云、『晷爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋』」の一段であり、『孟子』所引の詩は『毛詩』豳風

51 原文：制藝代聖賢立言、必以清真雅正為宗。六經皆載道之文、其中並無奇文僻字、凡天地民物之理、包括靡遺。近日士子、罔知潛心正学、獵取詭異之詞、摳擗釘鉅、以艱深文其淺陋、積習相沿、大乖文体。『清會典事例』第4冊、卷332、礼部43、貢舉（試藝体裁）、936頁。

52 法式善によると、この考官は朱樞、字は文木で、陝西省長安の人。『清秘述聞』卷15、同考官類3「乾隆九年甲子科順天郷試」、457頁。

53 原文：胡（穉威）……比慮京兆試、翰林某入闈分校、自詡曰、「吾必中胡某、為闈榜光」。卷落其房、而某不能句讀、即鉤勒皆誤。時乾隆辛酉年也。比甲子、長安朱某以庶吉士分校順天、其父与胡素交好、倡言、「闈不中胡君卷、則爾輩剗吾目」。及得胡卷、又以奇古不能讀、反加紅勒焉。陸以湑『冷廬雜識』卷1「徐文長胡穉威」、11-12頁。

54 原文：言舉業者、必恪遵功令、不敢旁採他說、立異求勝。即箋疏家言、亦有從之而見黜者。嘉慶戊寅恩科浙闈三題「民事不可緩也」至「亟其乘屋」、歸安名宿楊拙園知新主「夜作絞索以待明年蚕用」立說、房官呈薦。主司謂「此說若有所本、當入選、否則恐遭磨勘、吾不任其咎也」。房官乃徧搜孟子諸家註釈、並無此說、楊竟被黜。而不知本毛詩中孔疏、非僻書也。陸以湑『冷廬雜識』卷1「功令」、58頁。

「七月」に見え、挙子の楊知新は「宵爾索綯」句を「夜作索綯以待明年蚕用也（夜には繩を縫って、翌年、蚕を飼うのに備える）」と解釈した答案を提出した。主考官はこの答案を取り上げようとしたが、その解釈は朱熹と異なっており、<sup>55</sup> 何にもとづいているかを察知できなかった。そこで答案を推薦した同考官に指示して『孟子』の諸注釈を調査させたが、関連する記述は見つからず、楊氏は結局不合格となった。

この事例において主考官が典拠の調査をさせたのは、磨勘官からの追及を恐れたためであり、もし答案の中で典故が偽造されていてそれを見抜けなかったら処罰の対象になる、という制度上の規定が主考官を消極的にしたのである。<sup>56</sup> 楊知新が典拠に用いたのは何のことはない、常見の『毛詩正義』であって僻書ではなく、問題となる文句は『孟子』の本文においても「詩云」と引用されている。にもかかわらず、考官が典拠を探し当てることができなかったのは、採点時間の不足だけがその理由であろうか。<sup>57</sup> 上の文中の「主司」すなわちこの科の主考官が清代小学史において枢要の地位を占める王引之（1766-1834）であったという事実は、<sup>58</sup> 学識に定評がある考官であっても才能ある士を漏れなく取り上げるのは至難の業であったことを示す。

八股文の中で用いられる書物の出典を考官が突き止められるか否かで合否が左右されることは、

以下に掲げる事例が示す通りである。

侍郎の徐少鶴は若くして博学という名声を得ており、文章を書く際に好んで僻書や難字を用いた。嘉慶甲子の年、郷試に合格した時、出題されたのは「謹権量」以下の四句であった。試卷の文章の中で用いられている文字に対して、読んだ者の多くは舌を巻いたまま下ろすことができなかった。人々の間に伝わった話では、この科の内監試であった張古餘太守は、第二場の時、夢の中で「この試卷の中で使われているのは、『爾雅注疏』だ。お前は覚えて置きなさい」というお告げを受けた。目が覚めると、監試官はこれまで試卷を目にしたことなど無いのに、どうしてこのような夢を見たのだろうと苦笑した。翌日、推薦された試卷を内簾に運び入れた時、二人の主考官が「試卷の前半の股で用いられているのは『山海経』であり、後半の股はいい加減である。退けるべきだ」と言い交わしているのを突然、耳にした。太守はそれを聞くと俄かに悟り、前に進み出て、「それは恐らく『爾雅注疏』でしょう」と申し上げ、夢の中で聞いたことを述べた。『爾雅』を繙いて読むとその通りであり、遂に合格となった。<sup>59</sup>

徐頤（字は少鶴）は、若い時に小学の大家である江声（1721-1799）から『説文』を学んでおり、<sup>60</sup> 古文・奇字に関する知識は豊富であった。嘉慶九

55 朱熹は「于、往取也。綯、絞也。亟、急也。乘、升也。播、布也。言農事至重、人君不可以為緩而忽之、故引詩言治屋之急如此者、蓋以來春將復始播百穀、而不暇為此也」と述べ、茅を刈り取って繩を綯うのは、蚕を飼うためではなく、年が改まって農作業が始まるとできなくなる家の修理をするためだと解釈している。朱熹『孟子集注』滕文公上篇、『四書章句集注』、297頁。

56 試卷中に記される言葉の典故に関して指摘を受けることを考官が気にすることがわかる事例として、次の一文が挙げられる。「嘉慶己未会試中式、賜進士出身。会試闈中、其卷為人所過。元言於朱文正公曰、『師欲得如博学鴻詞科之名士乎。閩某卷經策、是也』。過者猶摘其四書文中語、元曰、『此語出白虎通』。於是朱文正公由後場力拔出之」。阮元「隱屏山人陳編修傳」、錢儀吉他編『清碑伝集』第1冊、卷51、上海書店、1998年、670頁。考官が典故に問題のある答案を見逃すと、「郷会試磨勘事誼」の規定の中、「一、試卷内、字句有可疑者、及分理悖謬、文体不正、不遵小註章旨、本生俱行黜革。（挙子黜革一名者、同考官革職、二名以上革職提問。正副考官、挙子黜革一名者、各降二級調用、黜革二名者、降三級調用、三名以上革職）」に抵触するのであろう。『欽定科場条例』卷50、『統修四庫全書』第830冊、383頁。

57 科挙試験の採点時間が十分に確保されていなかったことは、前稿一、第2節（2）「答案と採点に対する規定とその影響」、および文中に示されている先行研究を参照。

58 王家相等編『清秘述聞統』卷2、『清秘述聞三種』、575頁。

59 原文：徐少鶴侍郎少負博洽名、作文喜用僻書難字。嘉慶甲子挙于郷、題為「謹権量」四句、文内所用之字、読者多結舌不能下。相伝は科内監試張古餘太守于第二場夢神告之曰、「此卷所用者、乃爾雅注疏、君其記之」。既醒、自笑以為監試官向不閱卷、何有斯夢。次日方送薦卷入、忽聞二主考官語曰、「卷中出比所用乃是山海経、對比則杜撰矣、當黜之」。太守聞之、忽悟、乃前白曰、「恐是爾雅注疏」。因述夢中所聞。繙爾雅閱之、信、遂中式。陳其元『庸齋筆記』卷2「難博学」、中華書局、1997年版、38頁。

60 徐世昌等編『清儒学案』卷76「良庭学案」附良庭弟子、燕京文化事業股份有限公司、1976年、1327頁。

年(1804)甲子科江南郷試を受けた際、該博な知識を発揮したため、首場の答案を読んだ考官は驚嘆を禁じ得なかった。主考官は房考が推薦した答案を採点するのが基本であり、徐氏の答案もその中に含まれていたが、答案に『爾雅注疏』にもとづく字句が使われていたのを不典の書である『山海經』に由来すると誤認し斥けようとした。しかし、内簾で試験業務の監督をする内監試の張敦仁(1754-1834。字は古餘)が夢のお告げを受けていたことで、辛うじて合格することができたのである。

以上の三例から了解されるのは、乾嘉期の科場では術学趣味にもとづく答案が提出されることが珍しくなかったが、それは挙子にとって相応のリスクを伴う方策でもあったということである。実は、本節で取り上げた科挙における術学趣味については、既に商衍鋈によって論及がなされている。商氏は清代の八股文が明代と異なる点を四つ挙げ、三つめの相違として、清儒は珍しい字句を探すことが勝ちを制することになると考えていたことを挙げている。その理由として、挙子が長期にわたって宋儒の伝注に拘われて前例を踏襲していたので、佚書・諸子・小学・金石の類まで広く材料を集めて、文章に彩りを添えようとしたのだと説明している。<sup>61</sup> 商氏の見解は甚だ妥当であるが、残念ながら具体的な事実による例証がなされていない。本節の考察を通して、その卓見が些かなりとも裏づけられたと信ずる。

## 五、結論

乾嘉期に入ると策問を重視して閱巻を行なう考官が出現したことで、挙子の側では郷会試の第三場で課される策問に対する認識を改め始め、それに対応する手立てを講じ始めた。本稿の考察を通して、経史の考証を求める策問に対する参考書や模範答案集を求める声が高まって、考証学者たちがその要望に答えていたことが例証された。王謨が乾隆四十二年頃に完成させた『十三経策案』は、経史時務策の中、経策だけを専門に扱った参考書であり、乾嘉期に入ると、このように従来見られ

なかった種類の挙業書が刊行されるようになったことも確認できた。

ただし、学風の変化は第三場のみで現れたわけではない。乾隆五十一年江南郷試の実施状況を調査してみると、主考の朱珪は首場の第一道において江永『郷党図考』を使うことを求めており、一部の挙子は主考の意向を理解して合格を果たしていたことも明らかとなった。名物・制度を考証したこの書が郷会試で最も重要な首場の第一道に用いられたことは、首場は程朱の理学を基本として聖人の義理を解明する場であった、というこれまでの通念から外れる事例と言える。本稿で詳細な状況を解析し得たのは第3節で論じたこの一例だけであるが、第4節においても嘉慶二十三年浙江郷試の首場第三道で出題された『孟子』滕文公上の「詩云」を含む一節に対して、朱熹『孟子集注』ではなく『毛詩』孔疏を用いて説を立てた答案が取り上げられそうになった事例も紹介した。この答案は結局退けられたのであるが、それは朱熹の注釈にもとづいていなかったためではなく、答案の中で典拠として『毛詩』孔疏が使われていることを考官が察知できなかったからであり、考官は古注に属する孔疏の解釈が朱注と異なっていることは問題視していなかった。これらのことは、乾嘉期においては首場の試験にも一定の変化が見られたことを暗示するが、十分な事例を紹介できたわけではないので、本稿の段階で結論を下すことはできない。

考証学盛行によって博学が評価されるようになると、術学趣味を呈する答案が頻出するようになり、本稿では、答案の中で奇字や僻書を用いることで考官の目を引こうとする挙子が見られるようになったことを取り上げた。この現象は、小学の発達によって古代言語に対する知識が乾嘉期に飛躍的に拡大したことに加えて、それまで目にするのが困難だった書物が比較的容易に手に取ることができるようになった結果だと考えられる。この種の術学趣味にもとづく答案の流行は、「聖賢に代わって言葉を立てる」という経義題の趣旨に違背すると朝廷側に受け止められ禁令が出されたが、禁令が幾度か出されていること自体、流行が

61 商衍鋈『清代科挙考試述録』第7章第4節「八股文之變化盛衰」、三聯書店、1983年版、242頁。

一過性のもものではなかったことを示唆する。しかし、挙子の工夫が常に効果を発揮したわけでもなく、奇字や僻書に関する考官の知識不足のため折角の工夫が稔らないことも少なくなかったと推測されることも論じた。

本稿の考察を通して、乾嘉期の科挙に対する考証学盛行の影響がこれまで考えられてきたより広い範囲に及んでいることが確認できた。学風の変化が引き起こした科挙試験の変化に対して挙子がどのように対応したかについても、その一端が明らかとなった。しかし、幼少の頃から長年にわたっ

て続く科挙の受験勉強の中身を始め、挙子側への影響の主要な内容に関しても解明されていない部分が依然として多い。これらの点を含め、清代学術と科挙に関係については、今後も考察を深めて行きたい。

[附記] 本稿は、平成22年3月27-28日に開催された「第6回科挙制と科挙学国際学術シンポジウム」にて口頭発表した中文稿「清代学術与科挙：乾嘉時期学風变化引起的現象」（於華北ホテル。主催単位：杭州師範大学）をもとに作成した。